

< 章 目 次 >

| | |
|---|----|
| 3.1 戦略目標1：冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保..... | 64 |
| 3.1.1 主な取組..... | 64 |
| 3.1.2 目標とする指標..... | 65 |
| 3.2 戦略目標2：冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進..... | 66 |
| 3.2.1 主な取組..... | 66 |
| 3.2.2 目標とする指標..... | 70 |
| 3.3 戦略目標3：安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進..... | 71 |
| 3.3.1 主な取組..... | 71 |
| 3.3.2 目標とする指標..... | 76 |
| 3.4 戦略目標4：冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保..... | 77 |
| 3.4.1 主な取組..... | 77 |
| 3.4.2 目標とする指標..... | 79 |
| 3.5 戦略目標5：地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成..... | 80 |
| 3.5.1 主な取組..... | 80 |
| 3.5.2 目標とする指標..... | 82 |

3.1 戦略目標 1：冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保

3.1.1 主な取組

(1) 除雪水準の確保

本市が除排雪作業を実施するそれぞれの道路について、その特性を踏まえた路線ごとの除雪水準を明確化することにより、冬期積雪期における道路交通機能を維持します。

除雪水準については、道路幅員の確保を優先することとしつつ、それぞれの路線の利用方法（道路ネットワーク上の役割）を踏まえ、下表のとおり設定します。

この除雪水準及び青森市市民とともに進める雪処理に関する条例第 2 条第 3 項の規定により毎年度策定する「青森市除排雪事業実施計画」に基づく適切な除排雪作業を実施することにより、冬期積雪期における円滑な道路交通の確保を図ります。

また、除雪パトロール担当職員への研修を通じて除排雪指令の判断の平準化を図るとともに、重機オペレーターへの研修や講習会を通じて運転技術の向上などを図ることにより、地域によって除排雪作業の実施状況に差が生じないように努めます。

表 15 除雪水準

| 道路分類 | 目安となる要素 | 除雪水準 ¹ |
|------|-------------------------------------|--|
| 幹線 | バス路線 都市計画道路 特に定めた主要路線 | 除雪幅は、車線数 ² を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で、車道や歩道の一部を堆雪スペースとして活用する) |
| 補助幹線 | 地域内の幹線と幹線を結ぶ路線 幹線から学校等公共施設に通じる路線 | |
| 郊外幹線 | 郊外地域内における主要幹線 (集落と集落を結ぶ幹線) | |
| 生活路線 | 道路幅員 6.5m 以上 | 小型車 ³ 同士のすれ違いを可能にする。 |
| | 道路幅員 6.5m 未満 | 救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。 |

¹ 豪雪時などには、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保します。

² 車線数は、原則 2 車線以上とします。

³ 小型車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する小型自動車（いわゆる普通車）のことを指します。

(2) 持続可能な除排雪体制の構築と除排雪業務の効率化

持続可能な除排雪作業の実施に当たり、除排雪作業従事者の確保及びパトロール体制が確立されていることが必要不可欠です。

近年、事業者では少子高齢化等により重機オペレーターや誘導員などの人員不足となっており、市職員では除雪パトロールや市民相談等に従事するベテラン職員が減少しているなど、限られた人員による安定的な除排雪体制の構築や除排雪作業レベルの維持に努めていくことが重要になっています。

本市では、効率的な作業体制の確立及び急激に進む人口減少に伴う除排雪作業従事者等の不足に備え、ICT等の先進的技術を活用した除排雪業務の効率化・省力化に関する調査・研究等を行うほか、重機オペレーターの運転技術向上に向けた講習会の実施及び受講支援により、持続可能な除排雪体制の構築を図ります。

また、除排雪事業者への支援として、除排雪事業者へ貸与する重機を効率的・効果的に活用するための体制整備を進めるとともに、少雪により除排雪事業者が作業を行わなかった場合においても、除排雪事業者が保有する重機の維持管理に要する経費等を補償することにより、除排雪事業者における作業体制構築を支援します。

加えて、工区や幹線などの除排雪作業区域近傍における雪堆積場の適地について調査・検討を行うことにより、多様化する市民ニーズ等に対応しながら、迅速かつ効率的に道路除排雪作業を実施し得る体制の構築を図ります。

(3) 地域・除排雪事業者・市の連携による除排雪作業の実施

路上駐車や道路への雪出しといった除排雪作業に支障をきたす行為等への対応を含めた除排雪作業の実施方法について、町（内）会をはじめとする地域の関係者・除排雪事業者・市の3者が協議・共有することにより、地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施します。

3.1.2 目標とする指標

除排雪力向上連携ネットワーク形成事業により開催される重機オペレーター講習会の受講者数を増加させることを目標として設定します。

具体的な効果として、運転技術の向上に伴う作業効率の向上や除排雪作業の実施状況のばらつきの解消などが挙げられます。

表 16 指標1：重機オペレーター講習会の受講者数

| 目標とする指標 | 基準値 令和5（2023）年度 | 目標値 令和10（2028）年度 |
|---|--------------------|---------------------|
| 運転技術の向上や安全意識の向上を目的とした、除排雪オペレーター講習会の累計受講者数 | 108人 | 213人 |

3.2 戦略目標 2：冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進

3.2.1 主な取組

(1) 快適な雪国空間の形成

冬期積雪期は、道路の積雪や凍結により歩行中に転倒する危険性が高まるなど、日常生活に係る移動にも困難が生じており、高齢者や障がい者をはじめとする誰もが安心して暮らすことができる快適な雪国空間の形成が必要です。

この快適な雪国空間の形成に当たっては、道路交通のみならず歩行者空間の確保も進める必要があります。具体的には、通学路等において、交差点部の雪盛り等の早期解消に努めるとともに、雪盛り等の解消に必要な排雪作業では、ダンプトラック等の有効活用に向けた国・県との情報共有を図りながら実施することとします。

(2) 流・融雪溝の整備

流・融雪溝は、地域の雪処理に有効な手段の1つであるとともに、市民からの整備要望が多い施設でもあります。

流・融雪溝の整備に当たっては、水源となる河川などの冬期積雪期における必要水量の確保や、施設整備の支障となる地下埋設物の状況など、技術的・物理的な課題を解決しながら、計画的な整備を図ります。

また、流・融雪溝整備後の運用に当たっては、地域による管理組合の存在が不可欠ですが、高齢化の進展や地域の担い手不足等の課題もあることから、施設整備の推進と併せて、地域の理解と協力体制の構築を図ります。

【流・融雪溝の整備条件】

流・融雪溝の整備に当たっては、以下の3項目を満たすことが条件となります。

- ① 十分な水源が確保できること
- ② 流末が確保できること
- ③ 地域が自主的に管理組合を組織し、整備後の管理・運営（費用負担を含む）を行うこと

【整備について】

青森地区においては、平成25年度、平成26年度に流・融雪溝整備可能地区について調査を行った結果、以下の15地区以外で流・融雪溝に利用可能な水源は確認できませんでした。

これを踏まえ、青森地区においては、引き続き当該15地区における調査・整備を推進します。

浪岡地区においては、整備条件の適合状況や地域住民の理解と協力、整備効果等を総合的に検討しながら、順次調査・整備を推進します。

表 17 流・融雪溝整備状況（青森地区）

| 整備状況 | 地区数 | 地区名称 |
|------|-----|---------------------|
| 整備済 | 6地区 | 奥野、大野、野内、本泉、桜川、筒井 |
| 整備中 | 2地区 | 佃、篠田 |
| 未整備 | 6地区 | 三内、三内稻元、沖館、妙見、原別、浅虫 |
| その他 | 1地区 | 油川（一部整備済） |

(3) 冬期歩行者空間の確保

積雪や凍結といった、冬期積雪期における雪国特有の障害（バリア）を解消するとともに、市民のみならず雪に不慣れな来街者にとっても、安全・安心で快適な冬期歩行者空間の確保を図るため、「重点整備地区」及び「誘導地区」を中心に、冬期バリアフリー対策を推進することとします。

ここで、「重点整備地区」とは、商店街や官公庁をはじめとする都市機能提供施設の集積がみられ、主要エリアにおいては歩行者通行量が大変多い地区であり、当該地区においては、歩道除雪の徹底を図るとともに、除雪から融雪への転換を図り、より快適な冬期歩行者空間の確保を目指すこととします。

また、「誘導地区」とは、重点整備地区に準じた都市機能を有する地区であり、当該地区においては、重点整備地区と連携した快適な冬期歩行者空間の確保を目指すこととします。



図 70 重点整備地区・誘導地区範囲図

(4) 雪に強い街区の形成

屋根雪対策として、新築の建物については、道路交通への支障、隣地への落雪、河川などの流水への支障などが生じないように、敷地内における雪堆積場所の確保や屋根の無落雪化などについての指導を実施します。

また、既存の建物については、本市職員によるパトロールや市民等からの情報提供を踏まえ、明らかに道路交通などへ支障をきたすと予見される場合には、適切な対応が行われるよう建物の所有者等への指導に努めます。

このほか、住宅密集地など、道路が狭く、電柱などが道路の両側に配置されている場合には、道路側溝の整備に併せて電柱の再配置などを行うことにより、道路幅員を最大限に有効活用、除排雪の効率化を図ります。

(5) 市民の雪寄せ場・雪捨て場の確保

地域住民の雪寄せ場として利用できる空地进行を町会へ貸付けした場合に、市が支援を行う市民雪寄せ場の提供について市民や地域への周知を行います。

また、公共用地については、敷地内に設置されている施設などに支障がない範囲で雪寄せ場として利用するとともに、市民が自宅敷地内の雪を持ち込み捨てることのできる雪捨て場の更なる確保について検討します。



図 71 市民雪寄せ場



図 72 市民雪捨て場

(6) 雪処理施設による陸奥湾の水質保全

道路除排雪で発生した雪については、郊外の雪堆積場だけでは処理しきれないことから、その一部を青森港にも運搬・投雪していますが、土砂や固形物など雪への混入物により、陸奥湾の水質汚染や、海上を浮遊する雪塊が船舶と衝突する等、陸奥湾内の海洋環境への影響が懸念されます。

海洋投雪する雪の適切な処理を実施するため、公共下水道の終末処理場である八重田浄化センター内に整備された「積雪・融雪処理槽」の利用を促進するとともに、海中に投雪された雪に混じるゴミなどの分散を防ぐ機能を持ち、海水熱による融雪施設を備えた「青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設」の利用を促進することにより、陸奥湾の水質保全に係る取組を進めます。



図 73 八重田浄化センター内
積雪・融雪処理槽



図 74 青森港本港地区緑地（浜町）
雪処理施設

3.2.2 目標とする指標

地域の雪処理に有効な手段の 1 つである流・融雪溝の新規整備を推進させることを目標として設定します。

具体的な効果として、市民雪寄せ場・雪捨て場不足の解消や、地域の主体的な除排雪作業の実施が見込まれます。

表 18 指標 2：流・融雪溝の新規整備延長

| 目標とする指標 | 基準値 令和 5（2023）年度 | 目標値 令和 10（2028）年度 |
|--------------|---------------------|----------------------|
| 流・融雪溝の新規整備延長 | | |
| 佃地区 | 7.5 km | 10.1 km |
| 篠田地区 | 1.4 km | 3.4 km |
| 北中野地区 | 0.7 km | 1.6 km |

3.3 戦略目標3：安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進

3.3.1 主な取組

(1) 「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の周知

本市では、私たち青森市民一人ひとりが、お互いに支えあいながら効率的な雪処理を行うことに努め、冬期積雪期において誰もが安全に安心して生活できる都市づくりを推進することを目的に、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を定めています。

この条例の周知や、雪処理に関する市民の自主的・主体的な取組についての情報提供を通じて、市民・事業者・行政のそれぞれの主体が責任を持って雪処理に取り組むことにより、社会経済情勢の変化に対応しつつ、将来にわたり持続可能な雪対策の実現を目指します。

【参考：青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（抄）】

（市の責務）

第2条

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

また、地域の将来を担う子ども達や、雪に関する知識や経験の少ない移住者などに対して、雪について学習する機会を通じて、雪処理のルールやマナーを伝えることにより、雪処理に関する市民の理解を促進します。



図 75 雪学習教室の様子

【参考：雪学習教室資料（抜粋）】

～「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」違反行為の例～

- ① 川や水路などに雪を捨てないで！
水の流れを塞いでしまい、川や水路から水が溢れてしまいます。
- ② 敷地内の雪を道路に出さないで！
雪で道路が塞がれて通りにくくなり、除排雪作業が遅れてしまいます。
- ③ 道路に勝手に車を止めないで！
違法駐車車両が障害になり、除排雪作業が出来なくなってしまいます。

～ 除排雪作業に当たって、市民の皆さんにご協力いただきたいこと～

- ① 膝下程度の寄せ雪処理について、ご理解とご協力をお願いします。
- ② 作業中の除排雪車両に近づくのは大変危険です。絶対に近づかないで！
- ③ 飛び出し危険！雪遊びは安全な場所を選びましょう。
- ④ 除排雪作業の支障とならないよう、ごみ出しの日時と場所を守りましょう。
- ⑤ 乗入鉄板・ブロックが除排雪作業の妨げになります。降雪前に取り外して！

※ 安全確保のため除排雪作業は、原則として深夜に実施します。

(2) 市民・地域との協働による除排雪活動

【除雪ボランティアの育成】

本市が実施する道路除排雪に加えて、自主的に除雪作業を行う地域に対する除雪用具の支援や、地域や大学、ボランティア団体等の連携による市民主体の除排雪活動の枠組の構築、ボランティアポイント制度の活用などにより、大学生等の若年世代をはじめとする多くの市民による除雪活動を促進し、市内各地域における雪処理の担い手の確保・育成に努めます。



図 76 ボランティアによる除雪活動

【歩行者空間の確保】

冬期積雪期における安全・安心で快適な歩行者空間を確保するため、本市が実施する歩道除雪に加えて、地域をはじめとする各種団体が歩道除雪を実施する際には、除雪機を貸与するとともに、除雪に要する経費の一部を支援します。



図 77 地域コミュニティに貸与する除雪機と歩道除雪作業状況

【雪処理に関する情報提供】

市民・地域・事業者等が、自主的・主体的に歩道や自宅の雪処理を行う場合などに利用できる各種支援制度や、雪処理に係るルールやマナー等に関する情報提供を行います。

また、本市が実施する除排雪事業に対する不安を軽減し、市民・地域・事業者等との協働による雪処理を進めるため、除排雪業務の具体的な内容について情報提供を行います。

【自力での雪処理が困難な世帯への支援】

高齢者・障がい者世帯をはじめとする自力での雪処理が困難な世帯に対し、青森市社会福祉協議会を主体とした、地域住民や事業者・各種団体等の多様なボランティアによる間口除雪や屋根の雪下ろしに対する支援を継続するとともに、この支援制度の認知度の向上に努めます。

また、この支援制度を必要としている世帯に対し積極的な活用を促すとともに、当該支援活動に従事する人材の確保及び育成を継続します。

(3) 雪処理作業における安全確保

多雪都市である本市においては、毎年雪処理作業中の死傷事故が発生しており、このような事故を未然に防ぐための安全対策の周知徹底が喫緊の課題です。

これまで周知を図ってきた「雪下ろし安全10箇条」について、より具体的でわかりやすい内容で情報提供することにより、雪処理作業が不慣れな方に対しては作業者目線での実践的な知識の提供を行い、慣れた方に対しては知識の再確認やより安全な作業の実施に向けた技術向上など、雪処理作業における安全対策の必要性について普及啓発を図ります。

雪下ろし安全10箇条
～除雪作業中の事故に注意しましょう～

国土交通省 国土政策局 地方振興課

国土交通省では、除雪作業中の事故における要因として最も多い屋根からの転落事故のほか、転倒事故、除雪機による事故、屋根から落雪による事故、水路等への転落事故、発症などの防止のための注意事項を「雪下ろし安全10箇条」として取りまとめています。

| | |
|--|--|
| <p>1.安全な装備で行う（最重要！！）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 安全な装備は、屋根からの転落などの事故を未然に防ぎます。 ● 安全帯は、腰全体を支えるハーネス型や体全体を支えるフルハーネス型を使用。 ● 命綱は、ザイルロープなど丈夫なものを屋根の上で止まる長さで正しく結ぶ。 ● 命綱の一端は、アンカー（無い場合は雪下ろしをする屋根の反対側の柱や固定物）にしっかりと固定する。 ● ヘルメットは、あごひもを締め、長靴は、滑りにくいものを使用し、動きやすい履装で作業する。 ● これらの装備は、ホームセンターや登山キャンプ用品店などで購入できます。 | <p>2.はしごは固定する</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● はしごが転倒することがあるため、必ずしっかりと固定する。 ● 足元をしっかりと固め、ロープや器具を使用。 ● はしごは、斜めに立てかけず、屋根に対して決められた角度でまっすぐ立てる。 ● はしごの長さは、軒先から少し高くかける。 ● はしごの昇り降りには注意し、はしごから屋根に移動するときは特に注意。 ● はしごの上で雪庇を落とすなどの作業は危険なため、絶対にやめましょう。 |
| <p>3.作業は2人以上で行う</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 1人での作業は、事故が発生した際に、発見が遅れる可能性がある。 ● 発見が遅れると重大な事故につながる危険性が高くなる。 ● 家族や親戚と一緒に複数人で除雪作業を行う。 ● 近所の方や地域コミュニティと協力して作業を行う共同による除雪活動も重要。 | <p>4.足場の確認を行う</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の止まりの位置を確認してから作業を行う。 ● 踏雪に巻き込まれないように、屋根の上から下ろす。 ● 滑りにくくするよう、雪は少し残して作業する。 ● 晴れていて気温が高い日は、滑りやすくなるため、特に注意。 ● 水路等に転落する事故も増えているため注意。 |
| <p>5.雪下ろしのときは周りに雪を残す</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根から転落した際に、地面、アスファルト、コンクリート等に強打すると、被害が大きくなる可能性がある。 ● 落下した場所に積雪があることで被害を軽減することができる場合がある。 ● 屋根の雪下ろしを行う場合は、雪下ろし後に住宅周りの除雪を行う。 | <p>6.屋根から雪が落ちてこないか注意する</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根から雪が落ちてくる可能性があるため、住宅の周りで除雪する際に軒下では注意。 ● 屋根に雪が積もって暗闇が経つと、氷のように堅くなり、直撃すると非常に危険。 ● 新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意。 ● 屋根雪を人力によらず落下させる落雪式住宅の場合は特に注意。 |
| <p>7.除雪道具や安全対策用具の手入れ点検を行う</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がつきにくくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。 ● 除雪道具や安全対策用具が古くなり、壊れていないか定期的に点検しましょう。 | <p>8.除雪機の雪詰まりはエンジンを切ってから棒などで取り除く</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 雪が詰まったときは、必ずエンジンを切ってから雪を取り除く。 ● つまみを取り除くときは、棒などを使用する。 ● 素手で取り除くのは、非常に危険なため絶対やめましょう。 ● チッドマンクラッチ（安全装置）をひもで縛るなど、無効化することによる事故が増えています。絶対にやめましょう。 |
| <p>9.携帯電話を身につける</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 事故が発生したときは、動くことができなくなる場合があります。 ● 携帯電話を身につけることで、緊急時でも家族や緊急医療機関などにすぐに連絡をとることができます。 | <p>10.無理はしない</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 除雪作業は重労働です。体調が悪いときは、除雪作業を行わない。 ● 作業前には、準備運動を行う。 ● こまめに休憩をとりながら作業を行う。 ● 寒い屋外での重労働による発作など発症の危険性があるため無理をしない。 |

～除雪作業中の事故を減らすために～
 自分の経験や体力を過信せず、家族や地域で声を掛け合いながら、万全の安全対策で行いましょう。



除雪10箇条

「雪下ろし安全10箇条」は動画でもご覧いただけます。

図 78 雪下ろし安全 10 箇条

出典：国土交通省 HP

3.3.2 目標とする指標

【除雪ボランティアの登録者数】

青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーター登録者のうち、「雪対策支援」分野の活動を希望する登録者数を増加させることを目標として設定します。

具体的な効果として、高齢者・障がい者世帯をはじめとする自力での雪処理が世帯に対する支援体制の強化及び担い手の確保・育成が図られます。

表 19 指標 3-1：除雪ボランティアの登録者数

| 目標とする指標 | 基準値 令和 5（2023）年度 | 目標値 令和 10（2028）年度 |
|---------------|---------------------|----------------------|
| 除雪ボランティアの登録者数 | 827 人 | 907 人 |

【小型除雪機の貸出率】

地域住民等の協力により、安全で快適な冬期歩行者空間を確保するために町会等に貸与している小型除雪機について、この貸出率を維持することを目標として設定します。

具体的な効果として、自主的な除雪作業を行う地域に対する支援を実施することにより、市内各地域における雪処理の担い手の確保及び育成が図られます。

表 20 指標 3-2：小型除雪機の貸出率

| 目標とする指標 | 基準値 令和 5（2023）年度 | 目標値 令和 10（2028）年度 |
|-----------|---------------------|----------------------|
| 小型除雪機の貸出率 | 100% | 100% |

3.4 戦略目標 4：冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保

3.4.1 主な取組

(1) 豪雪時における対応（豪雪対策本部）

「青森地方気象台における積雪深が100cmを超え、さらに、これ以降も降雪量・積雪深の増加が見込まれること」及び、「市全域で幹線道路の交通状況が大きく悪化していること」など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じる恐れがあると判断する場合は、本市の関係部門による対応強化や連携を図るため、豪雪対策本部を設置することとします。

豪雪対策本部を設置した際には、平時の対応に加え、道路幅員の確保などのための排雪作業が増加することから、雪堆積場を効率的に運用できる体制の整備を図るなど、国・県・関係機関と連携した取組を進めます。

(2) 豪雪災害時における対応（豪雪災害対策本部）

「青森地方気象台における積雪深が150cmを超え、さらに、これ以降も降雪量・積雪深の増加が見込まれること」及び、「建物の倒壊や、ほぼ市全域にわたる道路交通機能に麻痺が生じ、高齢者世帯等においては日常生活が困難になる場合があること」など、雪による市民生活への深刻な影響が生じた場合は、直ちに本市の組織全体で対応するため、豪雪災害対策本部を設置することとします。

豪雪災害対策本部を設置した際には、これまでの対応に加え、屋根雪処理が困難な世帯への支援や通学路などの歩道の確保をはじめとする、市民からの相談・要望に迅速に対応できる体制を構築します。

また、国・県・警察に加え、ライフラインなどの重要な都市基盤施設を管理する企業や各種団体と連携した監視や対応を一層強化するとともに、必要に応じて災害対応に関係する機関への派遣・協力要請を行うなど、市民・事業者・行政の協働による対応を進めます。

(3) 災害に備えた道路交通の確保

冬期積雪期の災害発生時においては、除排雪作業の遅延により道路交通機能に麻痺が生じる可能性があることから、地域住民による迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、適切な除排雪の実施により防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保に努めます。

このほか、災害発生時に防災資機材や生活必需物資を備蓄している防災活動拠点施設から物資輸送ができるよう、適切な除排雪の実施により幹線道路などの主要な路線の道路交通の確保に努めます。

また、やむを得ない事情等により除排雪作業に遅れが生じる場合に備え、関係団体による重機の供給及びオペレーターの派遣等、除排雪事業者相互の連携による円滑な道路除排雪作業実施に向けた体制の構築を図ります。



図 79 除排雪作業の様子

(4) 克雪住宅の普及促進

冬期積雪期に大規模な地震が発生した場合、屋根雪荷重により建築物の倒壊件数が増加するなど多大な人的被害が懸念されます。また、屋根雪の落下等による間口閉塞が生じた場合、避難が困難になる事態も想定されます。

この人的被害の発生を未然に防ぐため、既存住宅への屋根融雪施設の設置や無落雪屋根への改修、敷地内への融雪施設の設置等を支援することにより、冬期積雪期における災害にも強い克雪住宅の普及を促進します。

3.4.2 目標とする指標

本市内に存在する特定建築物や住宅の耐震化率を向上させることを目標として設定します。

なお、目標年次及び目標値については、これと同一の指標を設定している「青森市都市計画マスタープラン」（令和4年2月）との整合を図ります。

表 21 指標4：建築物の耐震化率の向上

| 目標とする指標 | 基準値 | | 目標値 令和10（2028）年度 |
|--------------|-------------------|-----------------|---------------------|
| | 特定建築物：令和2（2020）年度 | 住宅：平成30（2018）年度 | |
| 市有特定建築物の耐震化率 | 96.8% | | 100% |
| 住宅の耐震化率 | 85.5% | | 概ね解消 |
| 民間特定建築物の耐震化率 | 84.1% | | 概ね解消 |

3.5 戦略目標 5：地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成

3.5.1 主な取組

(1) 雪の恵み

本市をはじめとする豪雪地域では雪はやっかいものと思われがちですが、一方で私たちの生活にたくさんの豊かな恵みを与えています。

一例を挙げると、八甲田連峰に降る雪の量は一冬に約 3,000 万立方メートルを超えらるといわれています。この雪解け水が地下に浸透し、長い年月をかけてわき水として地表へ流れ出し、その一部は横内川に注いで、安全で良質なおいしい水を安定的に享受しています。このように、八甲田連峰が雨や雪解け水を保存する天然のダムとなり、水不足から私たちの生活を守っています。

また、この八甲田連峰からの雪解け水が陸奥湾に注ぎ豊かな海の幸をもたらすなど、本市の地域資源を支える要となっています。



図 80 八甲田連峰

出典：青森県観光情報サイト Amazing AOMORI

(2) 冬を楽しむ文化の醸成

本市における降雪・寒冷期は概ね3か月以上にわたり、この間、市民は雪処理の負担や道路交通状況の悪化など、雪のもたらすマイナス面への対応に直面します。

その一方で、この雪は、雪国ならではの美しい風景、スキーやスノーボードといったウィンタースポーツの楽しみなども与えてくれるほか、雪国ならではの気候風土が本市特有の文化を育む土台になっているなど、地域資源としてのプラス面も有しています。

日本三大樹氷⁴の1つであり、国際ブランド化を推進している八甲田の樹氷やスノーアクティビティなど、本市の観光資源を最大限に活用した冬季観光メニューの充実を図ります。



図 81 八甲田の樹氷



図 82 青森冬まつり

また、各種ウィンタースポーツ大会や教室の開催、市内各小学校へのスキースロープの設置支援などにより、市民が気軽にスキーやカーリングをはじめとするウィンタースポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。



図 83 モヤヒルズ



図 84 カーリング

⁴ 日本三大樹氷とは、蔵王／山形県・宮城県、森吉山／秋田県、八甲田／青森県を指します。

(3) 利雪・親雪に関する取組の促進

本市をはじめとする雪国においては、昔から、食料品の寒干しや雪の適度な湿度と冷熱を利用した雪室による貯蔵など、雪や寒さを恵みとして利用する様々な知恵が育まれてきました。

青森市浪岡交流センター「あびねす」内の低温熟成施設において、真夏でも雪だるまやかまくら等の雪を体験できるイベントの開催や雪室等を活用した地域ブランド品の開発促進を図ります。



図 85 低温熟成施設



図 86 雪体験室

また、冬期積雪期における快適な暮らしの構築に資することを目的に活動する団体に対する支援を行うとともに、本市と同様に豪雪都市となっている他都市との情報共有を行うなど、利雪・親雪に関する官民連携・都市間連携を図ります。

3.5.2 目標とする指標

冬期（1～3、11～12月）に本市を訪れる観光客入込客数の増加を目標として設定します。

表 22 指標 5：冬季観光入込客数

| 目標とする指標 | 基準値 令和 5（2023）年 | 目標値 令和 10（2028）年 |
|----------|--------------------|---------------------|
| 冬季観光入込客数 | 1,634 千人 | 1,846 千人 |

< 参 考 資 料 目 次 >

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例 | 84 |
| 2 令和4年度アンケート調査概要 | 86 |
| 3 流・融雪溝整備状況図 | 94 |
| 4 除雪作業安全対策テキスト | 99 |

1 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

平成十七年四月一日
条例第百四十四号
改正 平成二二年三月条例第一三号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

(市の責務)

第二条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項
- 二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項
- 三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項
- 四 その他雪処理に関し必要な事項

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第三条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

(遵守事項等)

第五条 市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。

二 河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。

2 市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。

3 市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等（法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条（第三項を除く。）の規定に違反する行為をいう。）に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

(勧告)

第六条 市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 令和4年度アンケート調査概要

(1) 調査目的・方法等

【調査目的】

本市地域安全克雪方針の策定に際し、本市市民における日常的な屋根の雪下ろしや敷地内の除雪への取組み方、安全対策への心がけ、雪処理に対する将来の不安などを把握し、本市の克雪対策に活用することを目的とする。

【調査方法等】

① 調査期間

青森地区 配布：令和4年10月17日（月） 締切：同10月28日（金）

浪岡地区 配布：令和4年10月24日（木） 締切：同11月4日（金）

② 配布と回収

調査票の配布は各町会長を通じて行い、回収は調査機関へ直接郵送とした。

③ 配布・回収結果

配布票数 522 票

回収票数 346 票

回収率 66.3%

(2) アンケート調査票

**屋根の雪下ろし、敷地内の除雪に関するアンケート調査
ご協力をお願い**

青森市では、地域における雪に関する死傷事故の防止に向けて、令和5年度末を目途に「(仮称)青森市地域安全克雪方針」の策定を予定しています。

そこで、市民の皆様から、日常的な屋根の雪下ろしや敷地内の除雪への取組み方、安全対策への心がけ、取組みに対する将来の不安などを把握するために、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

<ご回答にあたってのお願い>

- ・このアンケートは、町会のご協力を頂きながら、実施しています。
- ・ご記入いただいた「調査票」(A4用紙)を、同封の返信用封筒(切手不要)にて、**令和4年10月28日(金)**までに投函してください。
- ・ご回答いただいた内容については、市の克雪対策に活用しますので、率直なお考えやご意見をご回答ください。
- ・なお、いただいた回答は、統計的に処理を行います。調査結果の集計、公表にあたり、個人が特定されることはありません。

問4 あなたのお住まいの住宅の建築年はいつ頃でしょうか。(該当するものに○)

1. 平成18年10月1日より前に建築
2. 平成18年10月1日以降に建築
3. わからない

3. お住まいの雪下ろしについてお聞きします。

問5 過去2年の平均で、自宅の屋根の雪下ろしは、一年間に、何回程度行いましたか？(1つに○)

1. (具体的に：)回
2. 過去2年間では行っていないが、これまでに(1度でも)行ったことがある。
3. これまで一度も行ったことがない(→問13へ)

問6 (問5で「1」もしくは「2」を選択した方にお聞きします。)

ご自身で屋根の雪おろしを行った際、ヒヤリとしたことや事故にあったことはありますか？
(あてはまる選択肢すべてに○)

1. ハシゴを上り下りするときバランスをくずした。
2. スコップやスノーダンプに体をとられた
3. 軒先や雪止めの位置が分からず、足を踏み外した
4. 屋根の上ですべった
5. さらに上の階などからの落雪やつららがぶつかった
6. その他ヒヤリとしたことがあった()
7. ヒヤリとしたことはない

問7 (問5で「1」もしくは「2」を選択した方にお聞きします。)

ご自身が雪下ろしを行う際、「ヘルメットの着用」や「ロープなどの「命綱の装着」、「フルハーネス安全帯を装着」して行いましたか？(装着しているものに○)



装着のイメージ

<回答欄>

| 選択肢 | 回答欄 (装着しているものに○) |
|-----------|---------------------|
| ヘルメット | |
| フルハーネス安全帯 | |
| 命綱 | |

問8 (問7で「○」をつけなかった方にお聞きします。)

ヘルメットの着用や命綱、安全帯を装着しなかった理由は何ですか？(あてはまる選択肢すべてに○)

1. アンカーがないから
2. 毎年作業しており、慣れているから
3. 作業の邪魔になるから
4. 命綱の装着方法が分からないから
5. その他(具体的に：)

問9 (問5で「1」もしくは「2」を選択した方にお聞きします。)

今後も同じ方法で雪下ろしができそうだと思いますか？(1つに○)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1. 継続的にできる | 2. 高齢のため困難 |
| 3. 金銭的に困難 | 4. けがや事故が怖いため困難 |
| 5. 命綱、安全帯等の道具・装備がないため困難 | 6. わからない |

問10 (問5で「1」もしくは「2」を選択した方にお聞きします。)

屋根の雪下ろしは誰が行いましたか？(あてはまる選択肢すべてに○)

- | | | |
|---------------------|---------------------|-----------|
| 1. 自分一人(→問10へ) | 2. 家族・親戚 | } (→問13へ) |
| 3. 近隣住民 | 4. ボランティア(有償、無償問わず) | |
| 5. 業者(→問12へ) | | |
| 6. その他(具体的に: _____) | | |

問11 (問10で「1. 自分一人」と答えた方にお聞きします。)

家族や近隣の住民等に声をかけてから行いましたか？(1つに○)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1. 声をかけている | 2. 必要がないため声をかけていない |
| 3. 周辺に隣接する世帯がないため声をかけていない(かけられない) | |

問12 (問10で「5. 業者」に依頼したと答えた方にお聞きします。)

(1) 過去2年程度の平均で、一年間に、何回依頼しましたか？(具体的な回数を直接記載)

具体的な回数 (_____) 回

(2) 1回あたりの費用はどのくらいかかりましたか？(具体的な回数を直接記載)

具体的な金額 (_____) 円

4. 命綱を結ぶための設備(アンカー)についてお聞きします。

問13 アンカーを知っていますか？(1つに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(参考) 主なアンカーの事例



棟部単管型



屋根馬単管型



屋根馬ワイヤー型

出典：新潟県「命綱固定アンカーガイドブック」

問 14 自宅の屋根にアンカーを設置されていますか？（1つに○）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 設置されている（→問16へ） | 2. 設置する予定がある（→問16へ） |
| 2. 設置されていない（→問15へ） | |

問 15 設置しない理由は何ですか？（あてはまる選択肢すべてに○）

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 費用がかかるため | |
| 2. 設置の仕方が分からない（どこに頼めばよいか分からない） | |
| 3. 命綱がなくても雪下ろしができるため | |
| 4. 雪下ろしの作業の邪魔になるため | |
| 5. その他（具体的に：_____） | |
| 6. 雪下ろししないため | |

5. 敷地内除雪についてお聞きします。

問 16 敷地内除雪は、誰が行いましたか？（1つに○）

- | | | | |
|--------------------|---------|---------------------|--|
| 1. 自分一人（→問17へ） | | | |
| 2. 家族・親戚 | 3. 近隣住民 | 4. ボランティア（有償、無償問わず） | |
| 5. 業者（→問20へ） | | | |
| 6. その他（具体的に：_____） | | | |

問 17 （問16で「1. 自分一人」と答えた方にお聞きします。）

家族や近隣の住民等に声をかけてから行いましたか？（1つに○）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1. 声をかけている | 2. 必要がないため声をかけていない |
| 3. 周辺に隣接する世帯がないため声をかけていない（かけられない） | |

問 18 ご自身で敷地内除雪を行った際、ヒヤリとしたことや事故にあったことはありますか？

（あてはまる選択肢すべてに○）

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 除雪を行うときにすべって転んだ | 2. スコップやスノーダンプに体をとられた |
| 3. 屋根からの落雪やつらがぶつかった | 4. 雪だまりに足を取られて動けなくなった |
| 5. 除雪機等に体の一部を巻き込まれた | |
| 6. その他ヒヤリとしたことがあった（_____） | |
| 7. ヒヤリとしたことはない | |

問 19 今後も同じ方法で敷地内除雪ができそうだと思いますか？（1つに○）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 継続的にできる | 2. 高齢のため困難 |
| 3. 金銭的に困難 | 4. けがや事故が怖いため困難 |
| 5. 小型除雪機等の道具・装備がないため困難 | 6. わからない |

問 20 (問 16 で「5. 業者」に依頼したと答えた方にお聞きします。)

(1) 過去 2 年程度の平均で、一年間に、何度依頼しましたか？(具体的な回数を直接記載)

| |
|--------------|
| 具体的な回数 () 回 |
|--------------|

(2) 1 回あたりの費用はどのくらいかかりましたか？(具体的な回数を直接記載)

| |
|--------------|
| 具体的な金額 () 円 |
|--------------|

6. 雪下ろし、除雪等に関する情報についてお聞きします。

問 21 市や社会福祉協議会で実施している雪下ろしや敷地内除雪に関する支援制度を知っていますか。

または活用したことはありますか？(1)～(5)のそれぞれについてお答えください。

(それぞれ 1 つに○)

| | ①認知状況 | | ②活用状況 | |
|---|-------|------|-------|----|
| | 知っている | 知らない | ある | ない |
| (1) 屋根の雪下ろしに関する支援 ・65 歳以上の方のみの世帯、障がいのある方の方のみの世帯、母子世帯など、一定の要件に該当する世帯を対象に、業者等に依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| (2) 間口除雪に関する支援 ・高齢の方の方のみの世帯、市民税非課税など、一定の要件に該当する世帯を対象に、間口除雪を支援 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| (3) 青森市融雪施設設置支援制度 ・ロードヒーティングや融雪機(槽)を設置する資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| (4) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度 ・既存住宅の勾配屋根を無落雪屋根に改修する場合や、屋根に融雪施設を設置する場合の資金を金融機関から借り入れする際に、市が利子の全部または一部を助成 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| (5) 雪処理支援ボランティア ・青森市社会福祉協議会では、除雪ボランティアを募集し、屋根の雪下ろし奉仕活動及び間口除雪(青森地区)を支援 | 1 | 2 | 1 | 2 |

問 22 屋根の雪下ろしや敷地内除雪について、困っていることを教えてください。

(1)「屋根の雪下ろし」について（あてはまる選択肢すべてに○）

| | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 体力面に不安がある | 2. 雪を落としたり、捨てる場所がない |
| 3. 業者に頼んだ場合の費用が高い | 4. ケガの危険性がある |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

(2)敷地内の除雪について（あてはまる選択肢すべてに○）

| | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 体力面に不安がある | 2. 雪を寄せたり、捨てる場所がない |
| 3. 業者に頼んだ場合の費用が高い | 4. ケガの危険性がある |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

問 23 屋根の雪下ろしや敷地内除雪について、個人、家族、または町会等で工夫していることや心がけていることがあれば教えてください。（あてはまる選択肢すべてに○）

| | |
|----------------------------|---------------------|
| 1. 近所と協力して行う | 2. 屋根にペンキを塗り滑りやすくする |
| 3. 足場を作っておく | 4. ためると大変なので、定期的に行う |
| 5. きれいに寄せすぎず、滑るのを防ぐ | 6. 融雪剤をまく |
| 7. 玄関前などはロードヒーティングや水を流しておく | |
| 8. その他（具体的に： _____） | |

問 24 屋根の雪下ろしや敷地内の除雪等について、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

青森市では、今回のアンケート調査結果を、地区別の傾向等の精度を高めるなど、雪に関する死傷事項の防止に向けた追跡調査等の可能性も検討しております。

さしつかえなければ、回答者の氏名、住所、連絡先等を、下表にご記入ください。

記載していただいた個人情報は、「(仮称)青森市地域安全克雪方針」の検討以外には使用しません。ご本人の同意がなければ、第三者や個人情報を提供することもございません。取得した個人情報は、紛失や漏洩などが発生しないよう積極的な安全対策を実施いたします。

| 氏名 | ご住所 | 連絡先 |
|----|-----|-----|
| | | |

図 参考 7 アンケート調査票 (7/7)

3 流・融雪溝整備状況図



図 参考 8 流・融雪溝整備状況図（西部地区）

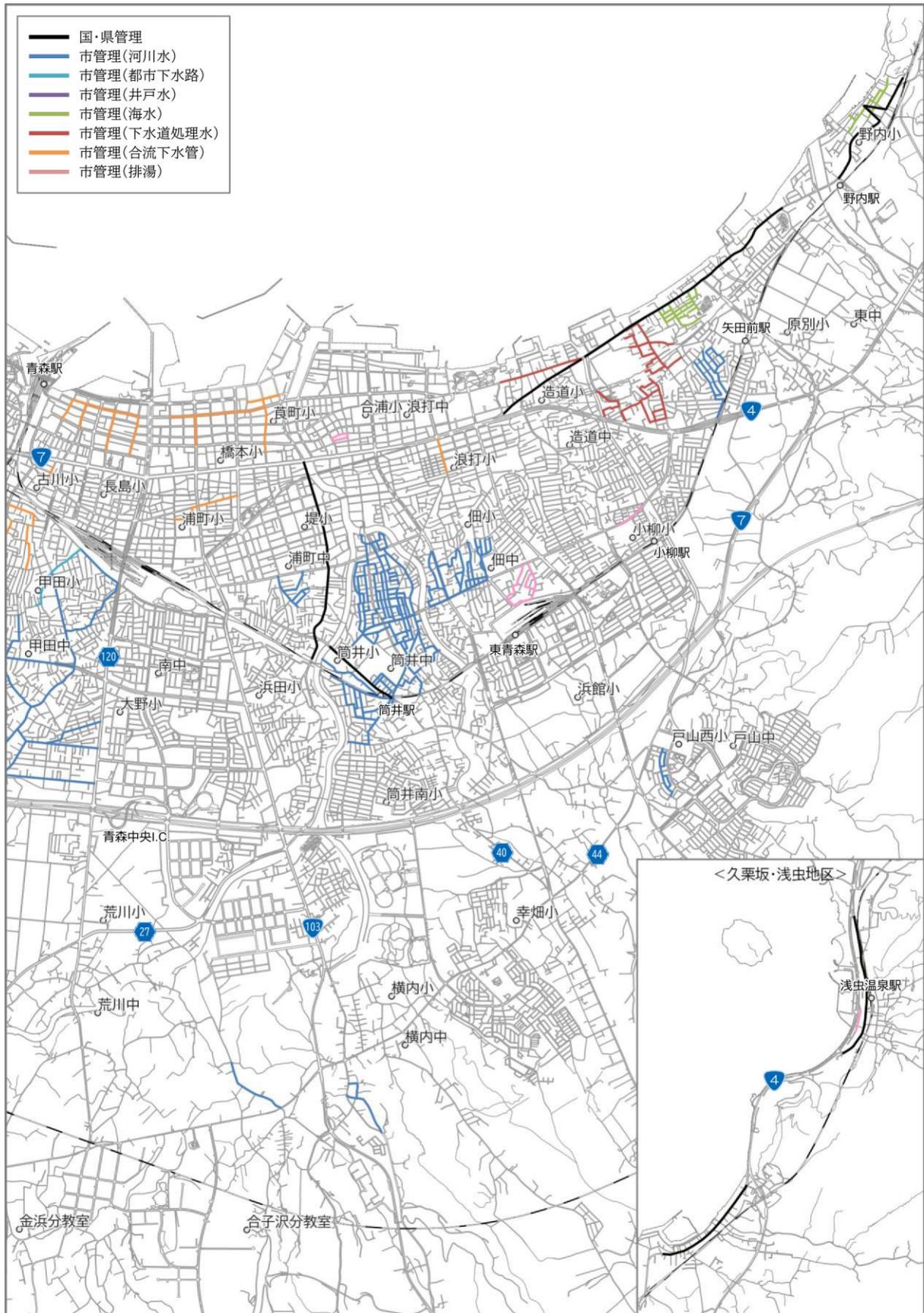


図 参考 9 流・融雪溝整備状況図 (東部地区)



図 参考 10 流・融雪溝整備状況図（北部地区）

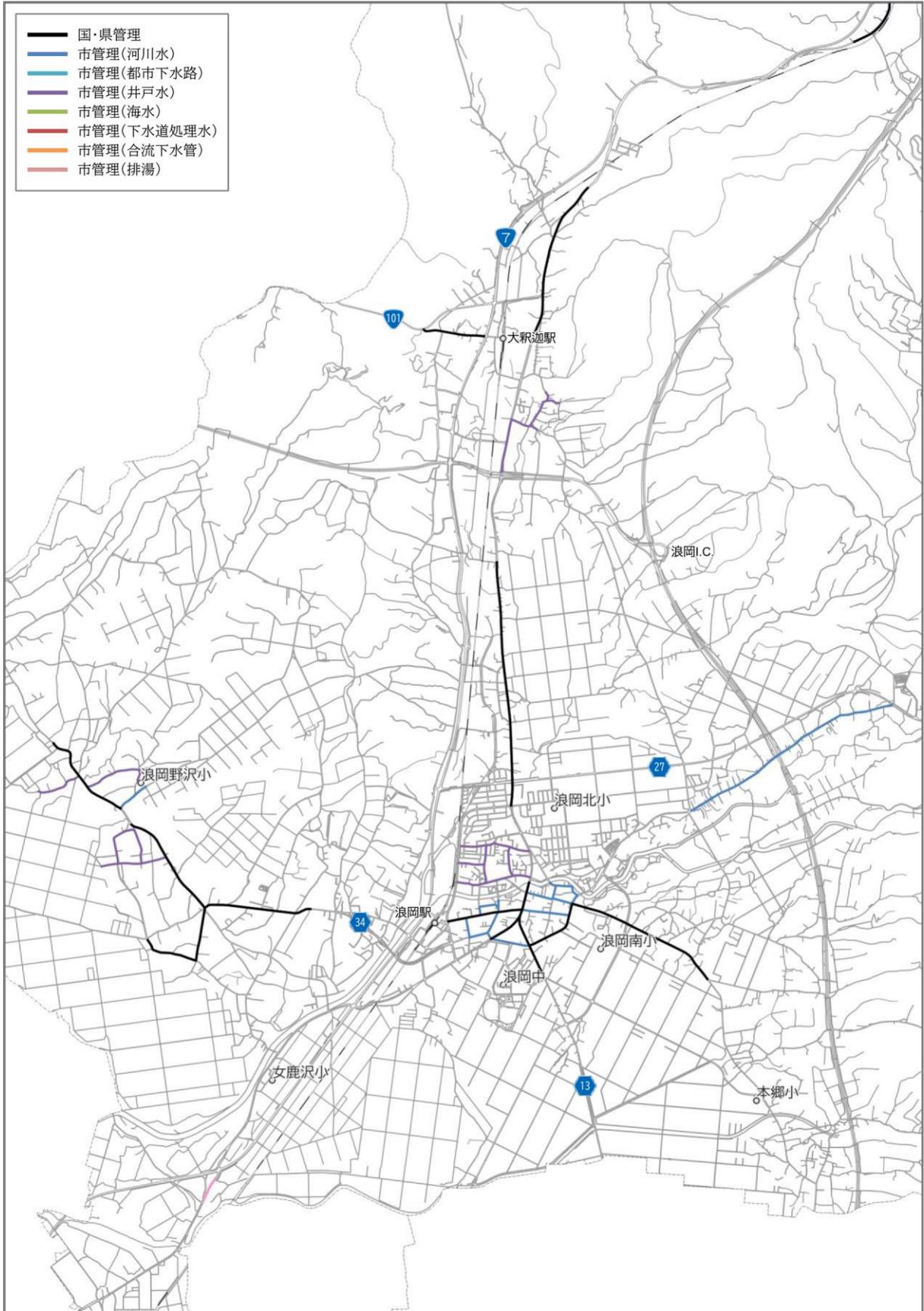


図 参考 11 流・融雪溝整備状況図(浪岡地区)

4 除雪作業安全対策テキスト

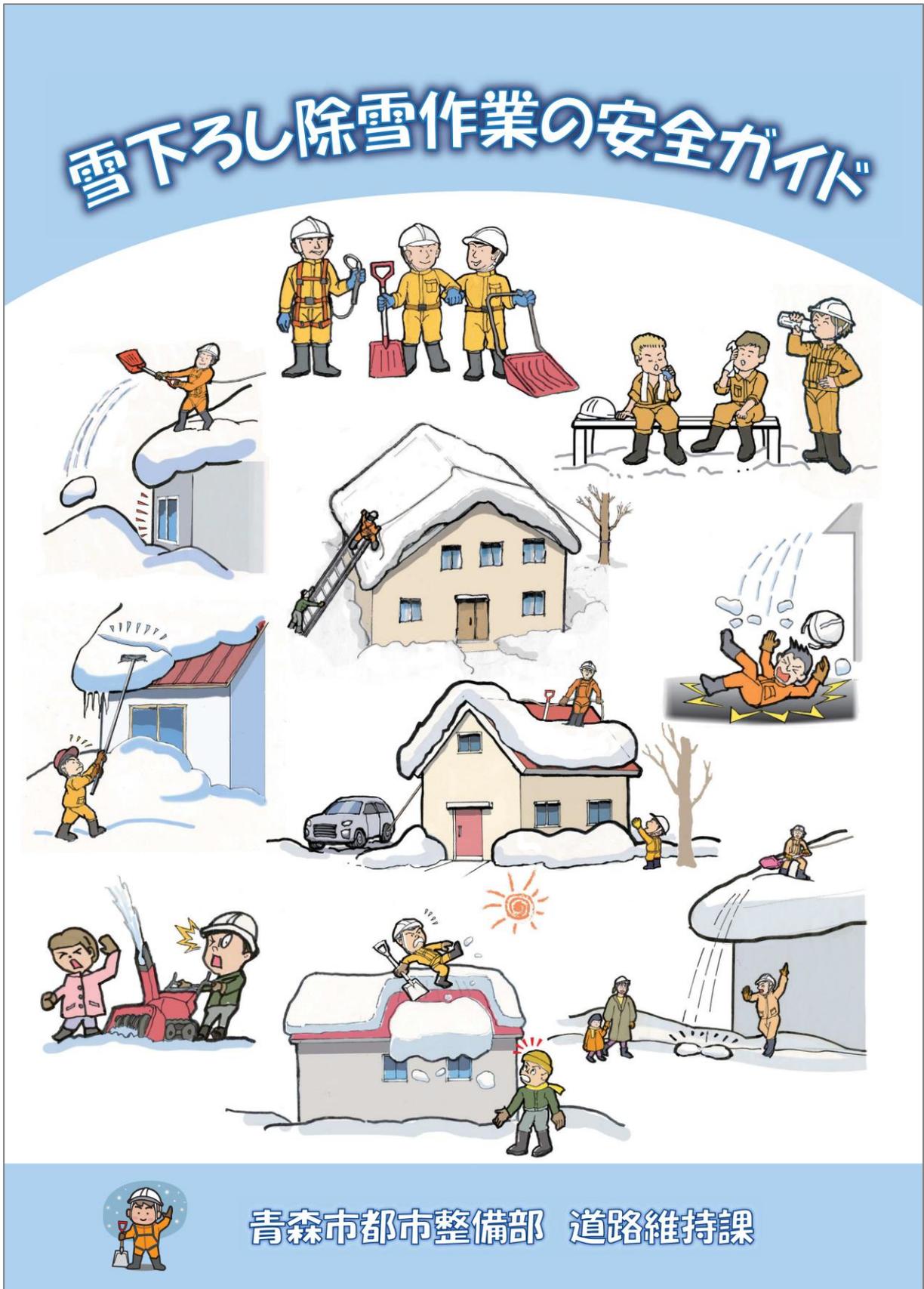


図 参考 12 除雪作業安全対策テキスト (1/12)

はじめに

本市は、人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されていることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。

しかしながら、毎年、屋根の雪下ろしや除排雪作業の際に市民の方々が犠牲となる死傷事故

は後を絶ちません。

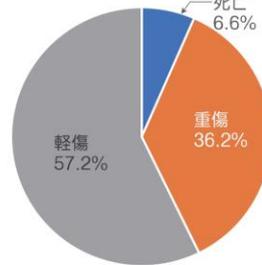
このような状況の中、本市における死傷事故防止に向けた安全対策の普及啓発を推進するため、雪下ろしや除排雪作業時のポイントをまとめた「雪下ろし除雪作業の安全ガイド」を作成しました。

命を大切にするために、体力に合わせて無理をせず安全な作業を心がけましょう。

除雪作業中の事故原因



傷病程度



令和2~4年度の雪下ろし等の事故状況（青森市調べ）

ヒヤリハット 雪下ろし・除雪作業中にこんな事故が起きています

屋根から雪やスノーゲンブと一緒に転落



屋根に上がろうとしてはしごから転落



軒先からの落雪



除雪作業中に水路や側溝に転落



除雪機による巻き込み



除雪作業中に発病・発症



1

図 参考 13 除雪作業安全対策テキスト (2/12)



雪下ろし除雪作業の安全ガイド

(STEP 1) 準備編

雪下ろしの心得と装備

- ・必ず2人以上で
- ・無理はしない
- ・携帯電話や笛を忘れずに
- ・安全な装備
- ・除雪道具のこまめな手入れ

(STEP 2) 確認編

はしごの固定と安全確保

- ・はしごの固定を忘れずに
- ・足場の確認
- ・アンカーの確認

(STEP 3) 作業編

雪下ろしのチェックポイント

- ・まわりに雪を残して
- ・落雪注意
- ・周囲への注意
- ・雪下ろし後の除排雪

資料編

命を大切にするための雪下ろしお役立ち情報

- ・屋根の雪下ろしに関する助成や支援
- ・屋根の雪下ろし事業者
- ・「市民雪寄せ場」の募集
- ・雪下ろし安全用具の無料レンタル

■ チェックリスト

「雪おろシグナル」 国立研究開発法人防災科学技術研究所

「雪おろシグナル」は、雪下ろしのタイミングを判断するのに役立ちます。

- ① お住まいの地域に降り積もった雪の重さが分かります。
- ② “雪の重さ”と“危険度”を色分けしています。

※「雪おろシグナル」は、雪下ろしを全く行っていない場合を想定しています。





STEP1 準備編 (雪下ろしの心得と装備)

必ず2人以上で

- 予期せぬ危険等を防止するため必ず2人以上で行いましょう。
- 1人で行う場合は、家族はもちろん隣近所への声掛けも重要です。



無理はしない

- 体調を考えて無理はしないようにしましょう。
- 屋根に上る前に準備運動をしましょう。
- 疲れたらこまめに休憩をとり、水分補給などをしましょう。



携帯電話や笛を忘れずに

- 屋根からの転落や軒先からの落雪による緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話や笛（ホイッスル）を身に着けましょう。
- いざというときに気づいてもらえるように携帯電話のマナーモードを解除しましょう。



実施者からの声 その1

Q: 雪下ろしをする際に心がけることは何ですか？

A: もちろん、安全第一が大切ですが、作業後の家族との団欒や近所の住民との交流会など、楽しみを想像しながら頑張ることです。

A: きれいに整然と雪を下ろすことで作業を楽しみながら行っています。

Q: 雪下ろしの作業で良い点は何ですか？

A: 作業後の一服や差し入れで癒されることです。

A: 近所の人たちとコミュニケーションを取り、親しくなることもあります。

A: 冬場における数少ない運動機会でもあります。

安全な装備

- ヘルメットは必ず使いましょう。
- 命綱を付けるため、ハーネスを装着しましょう。

命綱とハーネスの装着



用具の説明

| | |
|---|---|
| <p>ヘルメット</p> <p>クライミング用など高所での使用を想定したのを使いましょう。 ※アゴひもは忘れずに装着する。</p>  | <p>ロープ（命綱）</p> <p>ロープは丈夫なクライミング用を使いましょう。 ※トラロープは強度がないため使わない。</p>  |
| <p>カラビナ</p> <p>命綱をハーネスやアンカーに繋ぐことができる金属リングです。強度のあるクライミング用などを使いましょう。 ※安全環付を使用する。</p>  | <p>落下防止装置（フォールアレスター）</p> <p>一定方向に墜落した場合や急に加速した場合にロックする作りになっています。</p>  |

除雪道具のこまめな手入れ

- スコップやスノーダンプなどの除雪道具は雪が付きにくくなるスプレーを使用するなど、使いやすくしておきましょう。
- 命綱や道具などは、こまめに手入れ・点検しましょう。
- ハーネスにねじれがないか確認しましょう。

- カラビナはしっかりロックできているか確認し、落としたものは使用しないようにしましょう。





STEP2 確認編 (はしごの固定と安全確保)

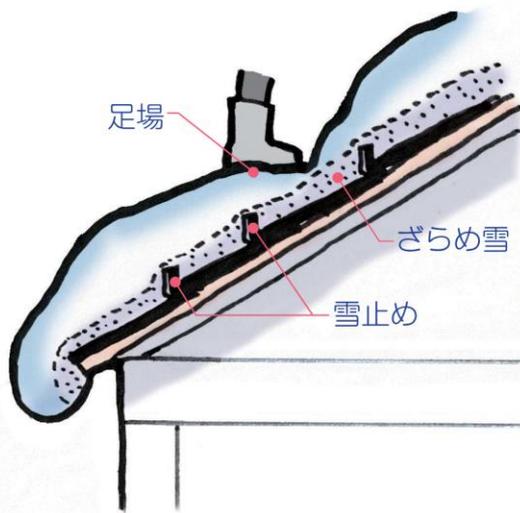
はしごの固定を忘れずに

- 斜め屋根（切り妻屋根等）の妻側は横ズレするので、軒先側に立てましょう。
- はしごは適正な角度で、足場をしっかり固めたり、もう1人がしっかり支えるなどしましょう。
- 軒先から少し高く立てましょう。
- はしごの上で雪庇を落とすなどの作業は絶対にやめましょう。

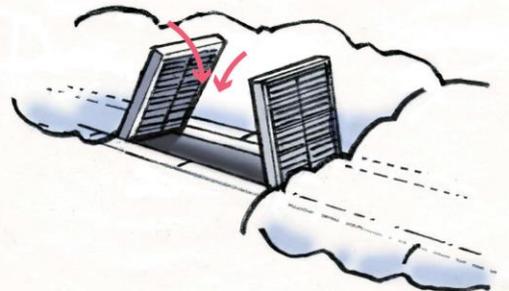


足場の確認

- トタン屋根は滑るので、つなぎ目に足を置いて足場を作りましょう。
- 低い屋根でも大怪我や死亡事故に繋がるため、油断は禁物です。
- 雪庇（屋根の端）の確認をしましょう。無落雪屋根でも確認が必要です。



- 水路等への転落事故も見られるため、軒下に流・融雪溝があるときは蓋が締まっているか確認しましょう。



5

図 参考 17 除雪作業安全対策テキスト (6/12)

アンカーの確認

- アンカーを取る場合、ロープは太い木の幹や車のホイールなど強度のあるものに固定しましょう。
- 命綱は、ハーネス・アンカーと一緒に使用することで効果を発揮します。



ロープの結び方

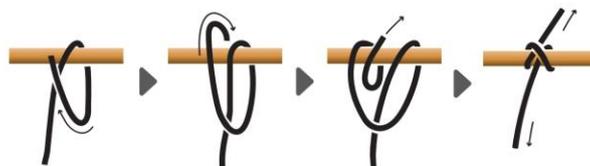
エイトノット（8の字結び）

カラビナにかける輪を作るための基本技です。命綱の長さ調整にも使えます。



インクノット（巻き結び）

命綱をアンカーや道具に結び付けるときに使います。結び目が単純なので、止め結びを施すとより安全です。



その他の安全対策

- ① 屋根上でのロープ固定テクニック
作業範囲以外（屋根の端）に行かないように、ロープを固定する。
- ② 手袋の注意点
雪が付く軍手ではなく、ゴム手袋等保温性のある雪が付かない手袋にする。
- ③ スコップを落下させないテクニック
スコップ等は、ロープやスリングなどを使い、落下させないように。しかし、いざというときは一緒に落下しないように手から放す。



STEP3 作業編 (雪下ろしのチェックポイント)

まわりに雪を残して

- 転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろしをしましょう。



落雪注意

- 暖気した時は屋根雪がゆるむので、無理に屋根に上らないようにしましょう。
- 屋根からの落雪や転落に注意しましょう。
- 屋根の雪庇を下から落とす場合は、落雪等による事故の危険があるため注意しましょう。



周囲への注意

- 雪を下ろす場所には通行人がいないことを確認してから下ろしましょう。
- 2人以上で声を掛け合しましょう。
- 軒下に窓がある場合は窓ガラスを避けるため、真下に落とすのではなく少し遠くへ落としましょう。



7

図 参考 19 除雪作業安全対策テキスト (8/12)

雪下ろし後の除排雪

- 雪下ろしの仕上げは除排雪とセットです。
- 除雪機の作業には十分気を付けましょう。

除雪機の事故防止ポイント

作業中は周囲に人がいないか確認！



除雪機から離れるときはエンジンを切る！



雪詰まりはエンジンを切って必ず雪かき棒を使う！



後進するときは足元や後方の障害物に気を付けて！



実施者からの声 その2

Q：雪かきを手早く簡単に行う方法がありますか？

A：四角く切って排雪するか、積み上げることで作業が早く進みます。

Q：雪下ろしや除排雪で意識することは何ですか？

A：作業は危険であるという緊張感を持ち、作業終了後に家に入るまで気を抜かないことです。

Q：万が一作業中に屋根から雪と一緒に落ちた場合はどうしますか？

A：事前に軒下の状況を把握しておくことが大切です。

A：屋根の真下に落ちると危険なので、屋根雪に潰されないように少しでも遠くに飛び跳ねるようにしています。



資料編 (命を大切にするための雪下ろしお役立ち情報)

(1) 屋根の雪下ろしに関する助成や支援

① 屋根の雪下ろし費用の一部助成

65歳以上のかたの世帯、障がいのあるかたの世帯、母子世帯などで、一定の要件に該当する世帯を対象に業者等が実施した屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成します。

問合せ先
福祉部福祉政策課
017-734-5313

② ボランティアによる屋根の雪下ろしに関する支援

65歳以上のかたの世帯、障がいのあるかたの世帯、母子世帯などで、一定の要件に該当する世帯を対象に積雪1メートルを超えた場合、ボランティアによる屋根の雪下ろしを行っています。

※本支援は、ボランティアの申込状況等により対応できない場合があります。

問合せ先
青森市社会福祉協議会
017-723-1340
福祉部福祉政策課
017-734-5313

③ 融雪施設に関する融資・助成

市民や企業などが金融機関から貸付を受けてロードヒーティングや融雪機・融雪槽、屋根雪処理施設（屋根融雪施設・無落雪屋根）を設置する際に、その利子の全部または一部を市が負担します。

問合せ先
都市整備部建築指導課
017-752-8193

(2) 屋根の雪下ろし事業者

雪下ろしや排雪が出来る事業者を市民に情報提供しています。市が斡旋するものではありません。

屋根の雪下ろし等は、依頼者と事業者との契約になるため、作業内容や費用等を事前に確認しましょう。

問合せ先
都市整備部道路維持課
017-752-8584

(3) 「市民雪寄せ場」の募集

地域の雪寄せ場として町会へ土地を無償で貸していただける方を募集しています。市民雪寄せ場として貸していただいた場合、翌年度の固定資産税の一部を減免しています。

問合せ先
都市整備部道路維持課
017-752-8584
浪岡振興部都市整備課
0172-62-1168

(4) 雪下ろし安全用具の無料レンタル

雪下ろし等の死傷事故防止のため、除雪ボランティア活動団体等への支援として、活動に使用する雪下ろし安全用具の無料貸出を行っています。数に限りがありますので、事前にお問合せください。

問合せ先
都市整備部道路維持課
017-752-8584

無料レンタル用具一式



—— 本書の作成に協力いただいた方々 ——

(コーディネーター) 弘前大学 大学院地域社会研究科 教授 平井太郎

(専門家) 有限会社みちのく造園 8mountain 事業部 安全係 代表 玉熊 訓

(協力者) 高校生をはじめとしたワークショップにご参加いただいた方々

安全な雪下ろしのためのチェックリスト

～あなたは除雪の時にどんな備えをしていますか？～

☑それぞれの項目に
チェックしてください

あなたの雪下ろし作業安全度（チェックの数をご記入ください）

／ 20

1. 雪下ろしの心得と装備

【必ず2人以上で】

- 予期せぬ危険等を防止するため必ず2人以上で行っていますか？
- 1人で行う場合、家族や隣近所への声掛けをしていますか？

【無理はしない】

- 体調を考えて無理はしないようにしていますか？
- 疲れたらこまめに休憩をとり、水分補給などしていますか？

【携帯電話や笛を忘れずに】

- 屋根からの転落や軒先からの落雪による緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話や笛を身に着けていますか？

【安全な装備】

- ヘルメットを使っていますか？

【除雪道具のこまめな手入れ】

- スコップやスノーダンプなどの除雪道具は雪が付きにくくなるスプレーを使用するなど、使いやすくしていますか？
- 命綱や道具などは、こまめに手入れ・点検をしていますか？

2. はしごの固定と安全確保

【はしごの固定を忘れずに】

- 斜め屋根（切り妻屋根等）の妻側は横ズレするので、軒先側に立てていますか？

【足場の確認】

- トタン屋根は滑るので、つなぎ目に足を置いて足場を作っていますか？

【アンカーの確認】

- アンカーを取る場合、ロープは太い木の幹や車のホイールなど強度のあるものに固定していますか？
- 命綱は、ハーネス・アンカーと一緒に使用していますか？

3. 雪下ろしのチェックポイント

【まわりに雪を残して】

- 転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろしをしていますか？

【落雪注意】

- 暖気した時は屋根雪がゆるむので、無理に屋根に上らないようにしていますか？
- 屋根からの落雪や転落に注意していますか？
- 屋根の雪庇を下から落とす場合は、落雪等による事故の危険があることに注意していますか？

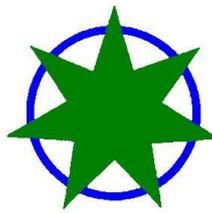
【周囲への注意】

- 雪を下ろす場所には通行人がいないことを確認してから行っていますか？
- 2人以上で声を掛け合うようにしていますか？

【除雪機の事故防止】

- 作業中は周囲に人がいないか確認していますか？
- 除雪機から離れる時はエンジンを切っていますか？

万が一、事故が発生したら119番に通報してください！



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいをを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



市の木
【あもりとどまつ】



市の花
【はまなすの花】



市の鳥
【ふくろう】



市の昆虫
【ホタル】

青森市雪対策基本計画

| | |
|--------|---|
| 発行年月日 | 令和6年10月 |
| 編集・発行 | 青森市都市整備部道路維持課雪対策室 |
| 住 所 | 〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号 |
| 電話番号 | 017(752)8584 |
| FAX番号 | 017(752)9019 |
| HPアドレス | https://www.city.aomori.aomori.jp |